云州往来私見

--格 言 類 を 中 心 に-

はじめに

『宝州往来』は、往来物の嚆矢ということができる。 集は、和漢の先行作品を自在にふまえ、消息文としての実用性と豊きた。平安後期の硯学、藤原明衡の手に成ると伝えられるこの消息。

町、江戸時代にあっても、当時の人々にとって、それらは、今日の町、江戸時代にあっても、当時の人々にとって、それらは、今日の町、江戸時代にあっても、当時の人々にとって、それらは、今日の町、江戸時代にあっても、当時の人々にとって、それらは、「国社」を施したが、収め切れないものも多く、また、新たに出典を見い出したり、解釈に修正を要する点も生じたため、とこに、その見い出したり、解釈に修正を要する点も生じたため、とこに、その見い出したり、解釈に修正を要する点も生じたため、とこに、その見い出したり、解釈に修正を要する点も生じたため、とこに、その見い出したり、解釈に修正を要する点も生じたため、とこに、その見い出したり、解釈に修正を要する点も生じたため、とこに、その見い出したり、解釈に修正を要する点も生じたため、とこに、その見い出したり、解釈に修正を要する点も生じたため、とこに、注意といるが、従来、本書は、「日本教科書大系古往来仕」に収められているが、従来、本書は、「日本教科書大系古往来仕」に収められているが、従来、本書は、「日本教科書大系古往来仕」に収められているが、従来、本書は、「日本教科書大系古往来仕」に収められているが、従来、本書は、「日本教科書大系古往来仕」に収められているが、従来、本書は、「日本教科書大系古往来仕」に収められているが、従来、本書は、「日本教科書大系古往来仕」に収められているが、発見、また、室

二 保 サト子

一助ともなれば幸いである。
一助ともなれば幸いである。
なお、本稿の類が、格言、ことわざの史的、かつ、実証的考察のてきた理由の一は、こうしたところにもあったように思われる。てきた理由の一は、こうしたところにもあったように思われる。『雲我々が考える以上に大きな意味を持っていたように思われる。『雲我々が考える以上に大きな意味を持っていたように思われる。『雲

一、妖ハ徳ニ勝夕不、仁能ク邪ヲ却ク

(上四十五3、23オ2・3)

不、仁能ク邪ヲ却ク、殊ニ吉日ヲ択ンテ仁王講ヲ修(ス)可右、日者、恠異頻ニ示シテ、夢想閑ナラ不、夫、妖ハ徳ニ勝タ次のような文脈に表われる。

(シ)、(下略)

図事の前兆かと思われるような不思議が続くので仁王講を修すと 図事の前兆かと思われるような不思議が続くので仁王講を修すと の下、上一句は『史記』に出るものであろうか。 一句は『史記』に出るものであろうか。 一句は『史記』に出るものであろうか。 一句は『史記』に出るものであろうか。 一句は『史記』に出るものであろうか。 一句は『史記』に出るものであろうか。

『続教訓鈔』にも

勝ス、(第六冊、日本古典全集)
ヲ悪ミ人ヲ賤ムトキハ天必スコレヲ禍ス、史記云ク、妖ハ徳ニ界三人ヲ賤ムトキハ天必スコレヲ禍ス、史記云ク、妖ハ徳ニ界云ク、人ヲ愛シ人ヲ利スルトキハ、天必スコレニ福ス、人

へり」)、『前田本色葉字類抄』(「妖不勝徳」)の例は、(頭注)に示しとある。 『十訓抄』 六(「妖は徳に勝たず、仁は百禍を除くなどい

憂矣、敖后為□楚相□也、(蒙求、叔敖陰徳、大永五年本、傍訓日、尓有□陰徳」、必有□陽報」、徳勝□不祥」、仁除□百禍」、汝旡」日、尓有□陰徳」、必有□陽報」、徳勝□不祥」、仁除□百禍」、汝旡」見い出していないが、類似するものに、「仁除□百禍」」がある。見い出していないが、類似するものに、「仁除□百禍」」がある。下一句は、「仁能ク邪ヲ却ク」である。これに同一のものは未だ下一句は、「仁能ク邪ヲ却ク」である。これに同一のものは未だ

を省く)

以」福、人聞」之、皆喻,其為」仁也、及」為,令尹、、未」治而国人

(前略)、母曰、無、愛、汝不、死、吾聞、之、有。陰徳、者、 天報

(徐状元補注環求)

学基本叢書) 夫有陰徳者、陽報之、徳勝不詳、仁除百禍、(列女伝補注、国『列女伝』の「孫叔敖母」には、確かに、

有"陰徳」者必有"陽報」、徳勝"不祥」、仁除"盲禍」 列子 (明も同じだが、『列子』における当該句の確認は未だできていない。とある(文字・語句面に小異)。『列子』にありとするのは『明文抄』

参照「隠徳ノ〔之〕家ニ陽報必ス至ル者也」(下二十一8、64ゥ6)『十訓抄、にも、同一句のあること、前掲のとおりである。

文抄、三、人事部上)

二、文厨子ノ〔之〕嘲リ(中四十七7、42ウ4)

ことをいう。

『観智院本世俗諺文』に次のようにみえる(訓点略)。

書厨子 書肆、楊子法言曰、婦背而不要仲尼謂、云々

晋訾云、書簏 (以下空白)

迪毎,軽之,、柳云、柳読,書離,多無,所,解、可,謂,書篇,矣、知られるが、詳しくない。「晋書云」とは次をさしていようか。知られるが、詳しくない。「晋書云」とは次をさしていようか。「書厨子」は「文厨子」に同じである。しかし、諺文であるとは

(晋晋、列伝三十一、劉柳伝)

(本朝続文粋、巻一、雑詩、敦光、初冬述懐百韻) 案顧陳"床側1、典墳堆"座隅1、客廟称"伝輝1、俗喚号"書厨1、本を読むだけでその意義を解しないものをいう。「書厨1、「書肆1本を読むだけでその意義を解しないものをいう。「書厨1、「書肆1本を読むだけでその意義を解しないものをいう。「書厨1、「書肆1本を読むだけでその意義を解しておくつづらのことであるが、転じて、

三、皐禽ノ〔之〕声、〔于〕蒼昊ニ聞ユル者也

(下九7・8、60オ4・5)

ず天に通じるはずだという気持ちである。を願う宮内大輔の消息中に使われている。自分の正当な主張は、必有の格言は、叙位の議を明日にひかえて、今回の加級に預ること

天」とある。「九皐」とは、多くの沢の意で、この詩句は、隠れた下、『韓昭子九皐、声聞子野」とあり、『鶴鳴子九皐、声聞子明」に、『韓経』だけでよさそうである。即ち、『詩経』の小雅、『鶴があると答えた話がのっているが、ここは、『泰宓論天』まで行かがあると答えた話がのっているが、ここは、『泰宓論天』まで行かがあると答えた話がのっているが、ここは、『泰宓論天』まで行かがあると答えた話がのっているが、ここは、『泰宓論天』まで行かがあると答えた話がのっているが、『本学』に、『神経』に、『

えたものである。 選な地にあってもその名は朝廷(天子)に聞こえること、などを教賢人のほまれは自然に遠くまで聞こえること、あるいは、君子が不

(前漢書、列伝三十五、東方朔伝)詩云、鼓鐘"于宮」、声聞"于外」、《鶴鳴"于九阜』、声聞"于天」、

言、仲春釈奠聴」講『毛詩』、同賦『鶴鳴』九皐』」の一文がある。本邦では、『本朝文粋』卷十一、詩序、鳥の部に、藤雅材の「五本邦では、『本朝文粋』卷十一、詩序、鳥の部に、藤雅材の「五本邦では、『本朝文 (後漢書、列伝四十四、楊震伝)

四、李老止足(丿)〔之〕誠メヲ(下十五3、62ォ10)

一ハ李老止足(丿)〔之〕誠メヲ思ヒ、一ハ松子発生丿〔之〕本文には次のようにある。

苦〔夜〕ヲ致サン、〔未〕、画馬ノ謹信ヲ専ニセント欲、須ク忠格ヲ輸シテ、偏ニ夙術ヲ尋ヌ、而(ル)ヲ未(ダ)縣車ノ〔之〕年齢ニ及(バ)

ている、というのである。

さ出状は、権大納言を拝命した感激と抱負を述べたものである。不当状は、権大納言を拝命した感激と抱負を述べたものである。不当状は、権大納言を拝命した感激と抱負を述べたものである。不

右の警句は、「止足」「知足」等の形で、職を辞するときの辞表 知,足不,好、知,止不,殆、可,以長久一、 (老子、立戒)

に用いられることが多い。用例を引いておく。 微臣筋力先衰、【止足之思彌切、臣之所」請、誰謂』不忠」、 辞"軄幷封戸准三宮1第二表、永祚二年三月十七日) **舢」逆鱗」、** 今此時也、昔羊叔子之帰,故里,也、指,二疏,而為,吾師,、鄭巨 朝文粋、卷四、表上、江匡衡、為;入道前内大臣,辞;関白,表) **君之举"新材"也、推"五倫"而進"其位"、 何以忘"止足"、 猶欲** (同、卷四、表下、江匡衡、為:入道前太政大臣 (同、巻四、表下、江匡衡、為二入道

伏願、 守』止足之分、 前太政大臣|辞"軄幷封戸准三宮|第四表、永祚二年五月五日) 聖鑑曲垂』允容了、褫"臣官軄」、早許"翹」首之誠」、令」 (同、卷五、表下、致仕、後江相公、為n貞

少;) 栄路;以迷;) 止足;、

望請、殊曲。 天慈一、被5収』官爵一、然則上随』老子止足之跡一、 下避,少汙,朝之證、 信公: 請:致仕:表、天暦三年正月三日) (同、卷五、表下、辞状、前中皆王、

葥、被、停ṇ毓中務省卿」状、宽和二年正月二十五日)

表下、江匡衡、為1四条大納 言1請5體1中納言左衛門督1状、寬 非"敢掛」冠而効:二疎1、欲"亦知」足而免:三懼1、 (同、卷五、

伏翼、知"其止足」、察"其栄分"、 猶」持"周衛之節「、止足知」分、月照"九井之西」、重載段」危、 率□菅右相府□書、昌泰三年十月十一日) (本朝続文粋、巻五、表下、 敦基、 知足院禅定前太相国辞』右 同 卷七、書状、善相公、

大臣,第三表、康和四年十月七日

月十一旦) 状、明衡、辞"大将」 二条関白辞"左近衛大将"状、康平五年四 不」如。随二老子止足之誠一、運・小臣保身之際」、 同

衡、請」網··参議幷勘解由長官繳··状) 揣」分以思"退讓,矣、李老之遺訓無」忘、 同 巻 五、

状 明

訪!三代,以背,為氏苦口之薬,、 然間風爽相侵、露命殆危、不」如,辞"両軄,以守"李老知足之文」、 (同、巻五、状、実範、請

ミヤコルナカナリ そへラクヤスシ 老子也 そハラクテルヒョシナカシ華 庚 誇二 寝々 之化二 李老有二 熙 々 之 之 ポポリポク 特家"天恩一、被4.停."止所带大学頭文章博士鵝,状、康平五年十月)

即引』華客 於宴席,可」守』李老之玄蹤:云々楽: (応安四年本重髮往来、1オ3、声点略) (同右、13オ2、

底本には、他に、

声点略)

李老ノ〔之〕道(中三十八8、39オ7)

○ 亢満ノ〔之〕誠メ、古賢之ヲ恐ル(下十八4、63オ10・63ウ

としてみえるものがある。これらも、「李老止足の誠め」に同様で あろう。就中、「亢満の誠め」も辞状の類に引用されることが多い。 請」弭"博陸之名」、将」守"亢満之誠」、 敦光、辞"関白|表、保安三年五月十七日) (本朝統文粋、巻四、

五、淇澳ノ〔之〕竹、呉江ノ〔之〕松(下二十一5、64ウ5)

ニ、何ノ慙カ〔之〕有ラン、隠徳ノ〔之〕家ニ陽報必ス至ル者所也、洪澳ノ〔之〕竹、呉江ノ〔之〕松、倩貞勁ヲ論(ズ)ル鴻慈ニ裕ス、是則、奉公式無ク、私門ヲ顧ミ不ルカ〔之〕致スー日ノ魚書ニ、戸部尚書ニ拝セリ、齢衰邁ナリト雖(モ)、頻ニ

自分は、決して引けをとらない、という自負を述べている。にしろ「呉江ノ〔之〕松」にしろ、その心の強さ、正しさにおいて、ある、貞勁を代表する〔ものとして名のあがる〕「洪澳ノ〔之〕竹」とのたびの民部卿拝命は、ひとえに無私の心で忠動に励んだ賜で

戎之宅」(文選、左太沖、三都賦序) 「見縁竹猗猗、則知衛地洪澳之産、見在其版屋、則知秦野西 嵯、如琢如磨、瑟兮僴兮、有匪君子、終不可談兮」(詩経、衛風、 嵯、如琢如磨、瑟兮僴兮、有匪君子、終不可談兮」(詩経、衛風、 「洪澳の竹」は、貞心の象徴である。衛の武公を讃えた詩をふま

また、松陵江ともいう。太湖は、今の江蘇省と浙江省との間に広が「呉江」は、太湖から流れ出る川で、呉淞(松)江とも松江とも、である。

和滋內史秋月歌) 呉江影下寒鳥宿、巫峡光中曉猿啼、 (文華秀麗集、桑原腹赤、

る大湖で、震沢、五湖ともいう。周回約四三二キロメートル。

衰影遙知楚山桂、余香猶想呉江楓、 (同右、巨識人、神泉苑)

九日落葉篇)

「江東」は、揚子江下流の南岸、戦国時代の呉の地方、今の江蘇風之夕」、 (本蘭文粋、巻三、大江以言、詳』春秋1対策)

湘南斉葉之草、結1恨於春雨之朝一、江東呉松之波、遣1懷於秋

松江在」呉、故称』呉松一、(江談抄、第六、長句事、称』雲直省の一帯をいう。

又夢沢,号,楚雲,事) 《江談抄、第六、長松江在,吳、故称,呉松, 《江談抄、第六、長

男女婚姻賦) 占"魏柳於斌"、点"燕脂於脣"、 (本朝文粋、卷一、大江朝綱、

ある。 して「柳」の上に「魏」(戦国時代の一国)を冠したもののようでして「柳」の上に「魏」(戦国時代のそれにみたて、これに対照 右は、「燕脂」の「燕」を戦国時代のそれにみたて、これに対照

拝*任温軄4状、延長三年二月十五日)松4、 (本朝文粋、巻六、奏状中、大江朝綱、請*殊蒙4鴻慈1松4、 (本朝文粋、巻六、奏状中、大江朝綱、請*殊蒙4鴻慈1ところで、松も、竹に同じく、貞心を象徴するものである。

能守"貞心"、人皆見」花、不」見"松竹」、臣頗我君兼借"松竹1、北北有"五粒松1、雖」小不」失"勁節1、 花南有"数竿竹1、 雖」細

云、頌、謹序、 (同、巻十、詩序、菅贈大相国、春惜"桜花」

六、隠徳ノ〔之〕家ニ陽報必ス至ル者也(下二十一8、64ヶ6)

前項と同一の吉状にみえる格言である(本文は前項参照)。忠勤一前項と同一の吉状にみえる格言である(本文は前項参照)の「別子」と同様のことは『説苑』 貴徳にもみえている。 「明文抄」 三、人事部上、筋の誠が認められて、民部卿を拝命したことをいう。

有陰徳1者必有 陽報1隠信者有顕 一感1陰-徳 (観智院本は、米だ、確認していない。

ー」者陽報、之又見〔淮南子、五雑組 〕」とみえる。 『背言字考節用集』では「陰徳陽報」の語に、「〔列女伝〕有』―『告言字考節用集』では「陰徳陽報」の語に、「〔列女伝〕有』―世俗諺文、巻首、散佚巻次目次、声点略)

術」、 (本朝続文粋、巻五、敦光、中御門右丞相辞』内大臣:陰徳有」報、雖」信"夏侯之前言」、宿痾未」瘳、欲」訪』秋夫之秘陰徳既必報、陰禍登虚施、 (白氏長慶集、巻二、読史五首)関係するものとして、『白氏長慶集』、他に次のようにある。

表、長承三年七月十一日)

七、巳二履ヲ取(ラ)不(ル)〔之〕儀ヲ乖ケリ

当状は、桂の領地に瓜を植えたところ、毎夜、それが盗まれるの

読法を背景としているようである。 (#3) 訓したものは、誤解を生じやすく、この点、底本は、より適切な訓 **橋轍次著、大漢和辞典)と解釈される。「納」にオサム、イルと付** ても瓜を盗むと見られるといけないから俯して履を取らない。」(諸 即ち、その「納」は「取」の意であって、「瓜畑の中では履がぬげ という格言をふまえたものであるが、ここでは、単なるたとえでは で、「博士(ノ)判官」宛、これを訴え出たものである。 つき、「翰曰、納取也、取」履疑」盗」瓜、正」冠疑」盗」李也」とある。 との一篇は、李善註本にない。六臣註本には、この第三・四句に この格言は、『文選』の楽府、「君子行」にみえる。 周公下"白屋」、吐」哺不」及」餐、一沐三握」髮、後世称"聖賢」、 君子防□未然」、不」処□嫌疑問」、瓜田不」納」履、李下不」正」冠□ 倫ニ准スル歟、 已ニ履ヲ取 (ラ) 不 (ル) 〔之〕 儀ヲ乖ケリ 嫂叔不"親授」、長幼不」比」肩、 労謙得"其柄」、 和」光甚独難。 而(ルニ)隣子村男、夜毎ニ之ヲ掠ム、令条ノ指(ス)所、盗 邵平力〔之〕跡ヲ尋(ネ)テ、五色ノ〔之〕茂ヲ殖へ令(ム)、

字が採用される。「取」字は和語「とる」の訓漢字、日常々用漢字相手の誤解をあらかじめ避けようとするとき、「取ら不」という用るものである。この格言を日常的な書簡の場において表記し、かつ、「納ら不」という訓読は、しかし、原文の文脈において要求され

が、間違いなく伝達できよう。であるから、これを使用すれば、「くつをとらざる……」との格言

リ」(中四十六5・6、42オ6)を参照のこと。 なお、『文選』伝本との関わりについては、「其ノ功甫メテ就

八、李老人二贈ルニ言ヲ以(テス)(下四十三50、75ウ2)

向に当り、別れの宴が催される。当状は、遠く大宰府に下ることになった大宰帥のものである。下

子世家」にみえている。 老子が孔子を送るに言をもってしたという故事は、『史記』の「孔老子が孔子を送るに言をもってしたという故事は、『史記』の「孔

赴,任同賦。別方山水深,各分。一字1) (本朝文粋、巻九、詩序、慶保胤、 暮春於。文章院,餞。諸故人、大別者、古今所、重也、李老贈、人以、言、楊子臨、岐以泣、本邦では、「本朝文粋」他に、次のように引用されている。

同赋"贈以"言各分"一字"探"得軽字") 谣"其瞻"、 (同、巻九、詩序、慶保胤、仲冬餞"簿上人赴"唐昔仲尼之去"周也、仁者相贈以"言、今上人之赴"唐也、 親知名

由_其攪_淚、 (同、卷九、詩序、紀在昌、夏夜於"鴻臚館"昔尼父之去」周、老聃(畔)所" 以贈」言、子高之遠」卷、季節

終りに

通言告信 対策

って補っていただければ幸いである。ない部分も多いことと思う。こうした点については、注1文献によて論じたために、書状全体の用向き、前後の解釈など、言葉の足りからすれば、ごく一部にすぎない。また、問題点をできるだけ絞っからすれば、ごく一部にすぎない。また、問題点をできるだけ絞っい、採り上げたのは、わずか八項目であり、『雲州往来』全体

号3、底本第二十三丁、表二行の意。 かり の「訓下し文」による。用例の末尾に、(上四十五3、32 沿和五十七年三月十一日、和泉書院刊。以下の用例は本書

訓読法・解釈法に諸説がある。詳細は省くが、「一説に、

四年五月十日、九一頁)との説、他がある。 四年五月十日、九一頁)との説、「瓜畑では、たとえ靴が脱げても、う漢和辞典)との説、「瓜畑では、たとえ靴が脱げても、う漢和辞典)との説、「瓜畑では、たとえ靴が脱げても、う薬和辞典)との説、「瓜畑では、たとえ靴が脱げても、う薬のおかしから「履を」と習慣的に読んでいる。」(加藤常好・水上節夫者、中国故事名言辞典、角川書店、昭和五十野・水上節夫者、中国故事名言辞典、角川書店、昭和五十四年五月十日、九一頁)との説、他がある。

(福井大学教育学部助教授)